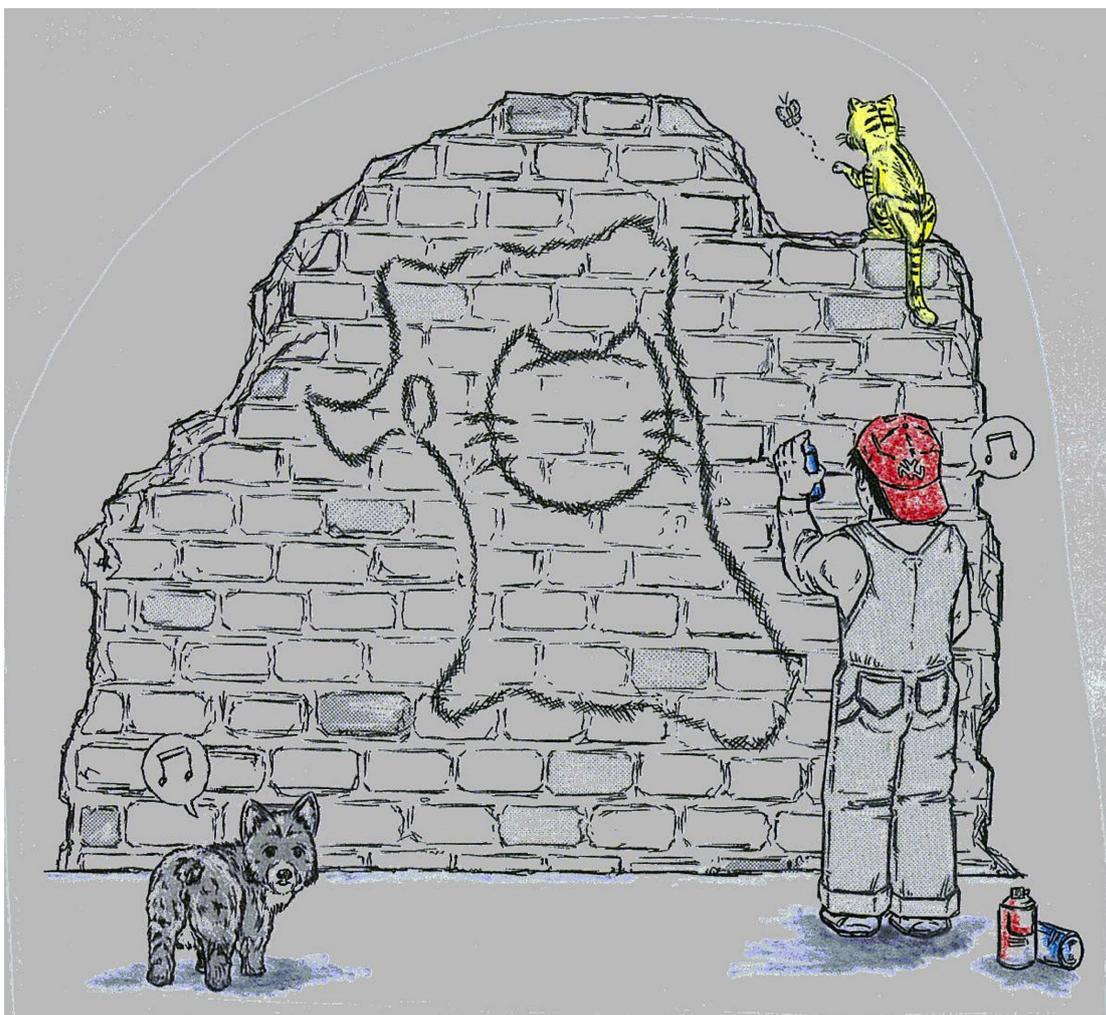


第2次秋田県動物愛護管理推進計画

－ 人と動物が調和しつつ共生する社会の形成 －



秋 田 県

改定にあたり

県では、平成9年に「秋田県動物の愛護及び管理に関する条例」を制定し、県民の動物愛護に対する意識の向上を図るとともに、平成20年には「人と動物が調和しつつ共生する社会」の実現に向けて「秋田県動物愛護管理推進計画（第1次推進計画）」を策定し、動物愛護思想の啓発、犬猫の終生飼養の指導、保護された犬猫の譲渡推進などに取り組んでまいりました。

しかしながら、犬の殺処分は従前と比べ大幅に減少してきているものの、猫については未だ相当数の殺処分が行われていることから、「犬猫の殺処分ゼロ」に向け、取組を強化していく必要があると考えております。

このため、県ではこのたび、第1次推進計画の成果や実績を検証するとともに新たな課題などを追加し、第2次推進計画を策定いたしました。

この計画には、動物愛護の取組を総合的に推進するための新たな拠点として「秋田県動物愛護センター（仮称）の整備」を行うことを盛り込んでおります。

動物愛護センター（仮称）を拠点にして動物愛護にかかる様々な取組を、ボランティア等とも協働しながら、いわば「県民運動」として展開し、「犬猫の殺処分ゼロ」につなげてまいりたいと考えております。

また、こうした「動物にやさしい秋田」の取組を、教育、文化、福祉、そして観光など様々な分野において県内外に積極的に発信することにより、県のイメージアップが図られることも大変重要なことであると考えています。

「秋田は動物にやさしいところ」と県内外の人に共感してもらい、それを県民が誇りに思い、「動物愛護の取組の輪」がさらに広がっていく、そのようなサイクルを創っていければと期待しているところであります。

結びに、第2次推進計画の策定にあたり、熱心に議論を重ねていただきました秋田県動物愛護管理推進計画等検討委員会の委員各位、そして、御意見をいただきました県民の皆様並びに市町村をはじめ、関係各位に心から感謝申し上げます。

平成28年3月

秋田県知事 佐竹 敬久

■ 目次

第1章 計画の概要	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の基本的性格	2
第3節 計画の期間	2
第4節 計画の見直し	2
第2章 秋田県の現状と課題	3
第1節 ペット動物の飼養管理の状況	3
第2節 ペット動物による被害・迷惑の現状	5
第3節 犬猫の収容状況等	8
第4節 動物に関する相談の内訳	12
第5節 動物愛護に関する普及啓発	12
第6節 動物取扱業の態様	14
第7節 動物由来感染症対策の態様	14
第8節 実験動物の飼養・管理の態様	15
第9節 大災害発生時の動物救護体制の態様	15
第3章 動物愛護管理推進計画の基本理念	16
基本理念	16
基本目標1 動物の生命を尊び慈しむ心を養う	16
基本目標2 動物の正しい飼い方とふれあいの方法を学ぶ	16
基本目標3 人と動物、動物を介して人と人とが楽しく交流する	17
第4章 重点的に推進する施策の方向	18
<基本目標1> 動物の生命を尊び慈しむ心を養う	18
施策1 動物愛護思想の普及啓発の推進	18
施策2 動物愛護センター（仮称）を拠点とした動物愛護に関する 総合的な取組の推進	18
施策3 学校等における「命を大切にする心を育む教室」の開催	19
施策4 捕獲・抑留犬の返還率の向上	19
施策5 譲渡の推進	20
施策6 負傷動物への治療体制の構築	21
施策7 大災害発生時における動物救援体制の構築	21
<基本目標2> 動物の正しい飼い方とふれあいの方法を学ぶ	22
施策8 「適正飼養」「繁殖制限」「終生飼養」の普及啓発の促進	22
施策9 犬の登録・狂犬病予防注射の徹底	22
施策10 飼い主のいない猫への対応（地域猫対策事業）	22
施策11 動物取扱業者による適正飼養に関する普及啓発	23
施策12 特定動物の適正管理の徹底	24

施策13	動物由来感染症対策の整備	25
施策14	実験動物における管理の適正化の徹底	25
施策15	産業動物における管理の適正化の徹底	25
	＜基本目標3＞人と動物、動物を介して人と人々が楽しく交流する	26
施策16	県内各地域における「しつけ方・ふれあい教室」の開催	26
施策17	イベントにおける動物とのふれあいの場の提供	26
施策18	動物愛護センターにおける動物とのふれあいの場の提供	27
施策19	動物による介在活動の促進	27
施策20	ボランティアの育成、支援体制の構築	27
施策21	動物愛護推進員の委嘱	28
施策22	動物愛護推進協議会の設置	28

第5章	計画の推進	29
第1節	県取組	29
第2節	市町村に期待する役割	29
第3節	動物愛護団体等に期待する役割	30
第4節	事業者等に期待する役割	30
第5節	動物の飼い主に期待する役割	30
第6節	県民に期待する役割	30

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の趣旨

本県においては、全国平均を上回るペースで少子・高齢化が進展し、核家族化も進んでいます。そうした中、飼養動物については単なる愛玩だけの対象ではなく、家族の一員として心の安らぎを与えてくれる伴侶動物としての認識が高まっています。また、子供の情操教育や高齢者の心のケアなど、教育、福祉・医療への積極的な関わりも望まれています。

その一方で、動物の飼い主の不適切な飼い方などが原因となり、「動物は人間社会の中で迷惑な存在」と考えている人も少なくなく、行政に寄せられる苦情・相談も複雑かつ多様なものとなっています。

県では、平成15年3月に「あきた動物愛護管理基本構想」を、平成20年2月に「秋田県動物愛護管理推進計画」（平成20年度～29年度。以下「1次計画」という。）を策定し、さらには、平成24年9月の動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）の改正や国の動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「国の基本指針」という。）の見直しも踏まえながら、動物愛護思想の啓発、犬猫の終生飼養の指導、保護された犬猫の譲渡の推進など、動物愛護の取組に力を入れてまいりました。

しかしながら、犬の殺処分は従前と比べ大幅に減少しているものの、猫については未だ相当数の殺処分が行われているという現状があることから、「犬猫の殺処分ゼロ」に向けた、もう一段の取組をしていくこととし、1次計画を見直し、「第2次秋田県動物愛護管理推進計画」（平成28年度～37年度。以下「2次計画」という。）を策定することとしました。

今後はこの計画を基本として、飼い主や動物販売業等だけではなく、全ての人びとが動物愛護についての理解を深め、そして行動し人と動物がなかよく快適に暮らし、動物を介して心豊かな生活を送ることができる地域社会を構築していくことが必要です。

第2節 計画の基本的性格

2次計画は、1次計画に引き続き「人と動物が調和しつつ共生する社会の形成」を基本理念とし、動物愛護及び管理に関する施策の方向性を示すものであり、県が実施する施策のほか、動物愛護団体やボランティア、事業者等に期待される主体的な取組についても盛り込んでおります。

第3節 計画の期間

2次計画の期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間とします。

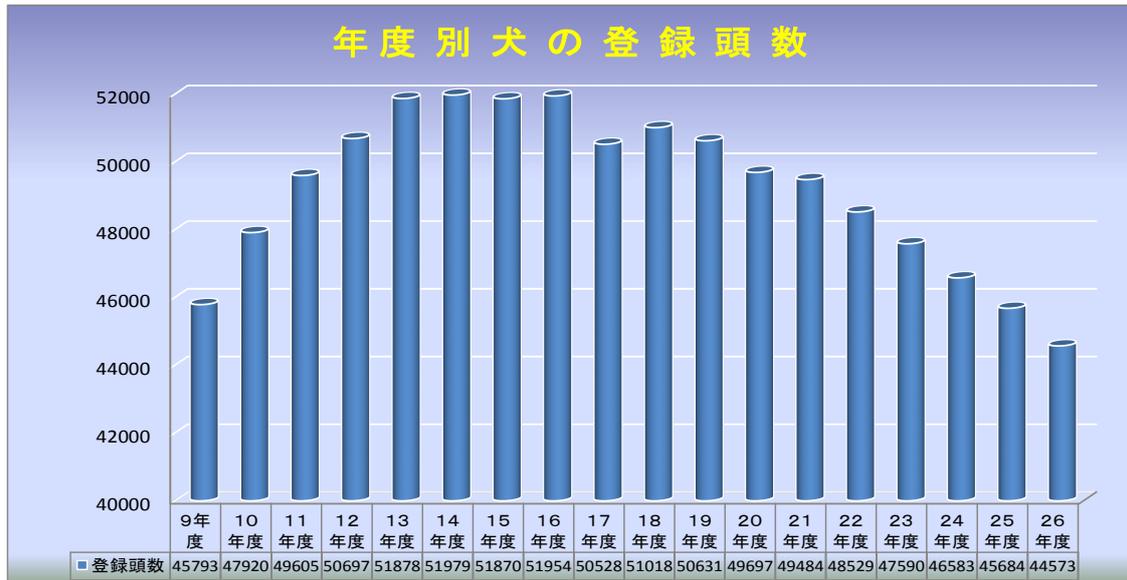
第4節 計画の見直し

状況の変化に的確に対応するため、2次計画策定後の施策の進捗状況や目標の達成状況について検証等を行いながら必要に応じて、計画期間中の見直しを行います。

第2章 秋田県の現状と課題

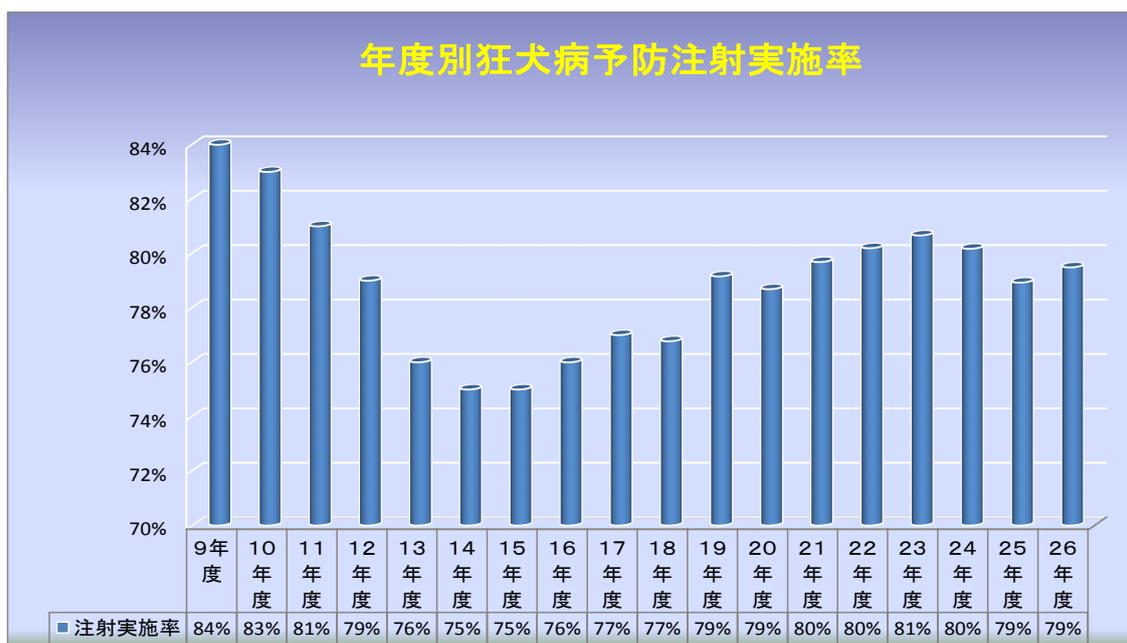
第1節 ペット動物の飼養管理の状況

1 犬の登録頭数と狂犬病予防注射実施状況



秋田県（以下：中核市の秋田市を含む。）の平成26年度における犬の登録頭数は44,573頭で、全県の世帯調査数から算出すると7～8世帯に1頭の割合で犬が飼われていると推定されます。

また、犬の頭数を年度別に見てみると、平成14年度までは増加傾向で、それ以降は減少傾向にあります。



平成26年度の狂犬病予防注射実施頭数は、35,431頭で接種率は79%となっています。

予防注射を実施しない理由としては、老齢や病気治療中であるという理由のほか、①狂犬病予防注射が義務付けられていることを知らない、②他の感染症ワクチンと混同している、③室内飼養なので狂犬病予防注射は必要がないと誤解している、④狂犬病予防注射手数料に対して抵抗があるといった理由が挙げられます。

【課題】

飼い犬の登録と狂犬病予防注射の実施については、その必要性を様々な機会をとらえて啓発し、引き続き犬の登録と予防注射接種率の向上を目指す必要があります。

2 幼稚園、小学校での動物飼養の状況

平成19年度の調査時には、県内の幼稚園と小学校の約半数が、情操教育あるいは教材、愛玩などの目的で、ニワトリやインコなどの鳥類、ウサギ、ハムスター、カメなどの動物を飼養していましたが、近年の高病原性鳥インフルエンザやカメが保有するサルモネラ属菌など人獣共通感染症の発生により、ほとんどの学校で飼養がみられなくなりました。

【課題】

子供の頃から動物にふれあうことは、その後の人生において良い影響を与えると期待されていることから、幼稚園や小学校においても動物とのふれあい体験等を通じて、命の大切さを学ばせる取組を推進して行く必要があります。

3 特定動物の飼養状況

法律に基づく特定動物飼養許可状況（平成27年3月31日現在）

主な特定動物	主な許可施設	飼養頭数
クマ科	動物園 水族館 クマ牧場など	65
ニホンザル	動物園	77
イヌワシ	動物園	9
チンパンジー属	動物園	6
ヒョウ属(ライオン・トラ)	動物園	4
マントヒヒ	動物園	1
ダイアナモンキー	動物園	2
オオカミ	動物園	2
ピューマ	動物園	2
アフリカゾウ	動物園	2
キリン	動物園	2
ヒクイドリ	個人の愛玩観賞用	1
ワニガメ	個人の愛玩観賞用	2
ボアコンストリクター	動物園	1
にしきへび科	個人の愛玩観賞用	2
合計	7施設	178

平成18年6月1日から動物愛護管理法の改正により、人の生命、財産等に危害を与えるおそれがある動物（特定動物）の飼養・保管について許可制度が導入されました。

平成27年3月31日現在の法律に基づく飼養許可状況は、7施設（常時設置）で、19種類の動物が178頭飼養されています。その多くは動物園などの展示施設ですが、個人による飼養も4施設あり、ヒクイドリやワニガメなどが愛玩観賞用として飼養されています。

【課題】

特定動物については飼養実態を的確に把握し、監視・指導により適切な飼養管理の徹底を図ることが重要であり、そのためには許可制度についての周知徹底に努め、無許可飼養者を排除する必要があります。

また、飼養者は、災害時などの脱出により、人に危害などが生じないように日頃から対策を講じ、施設管理を徹底する必要があります。

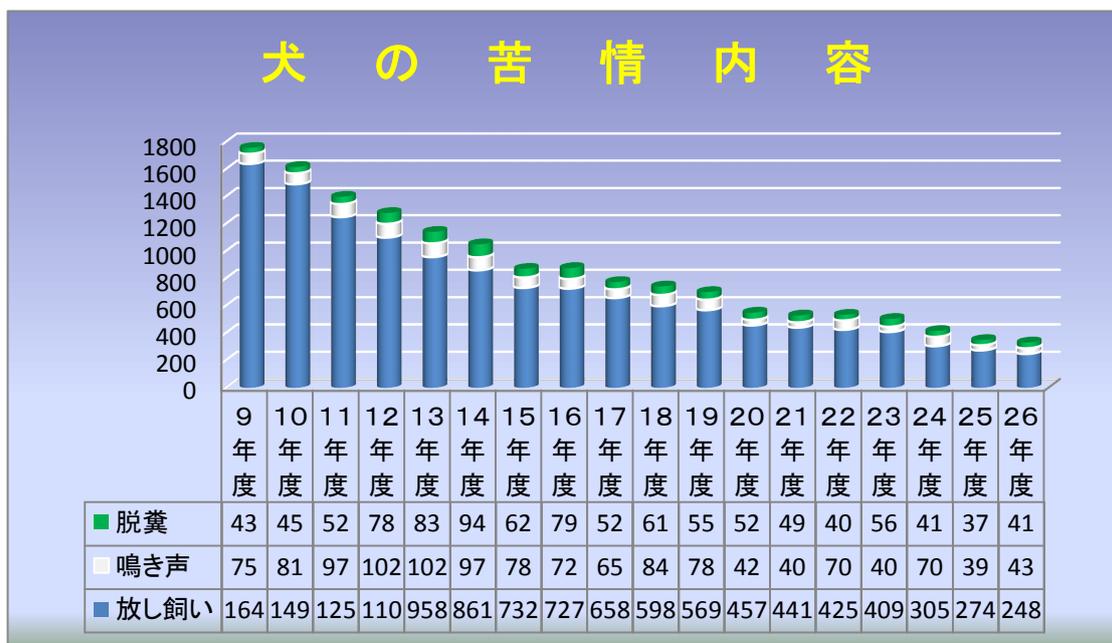
第2節 ペット動物による被害・迷惑の現状

1 犬・猫に関する苦情件数の推移

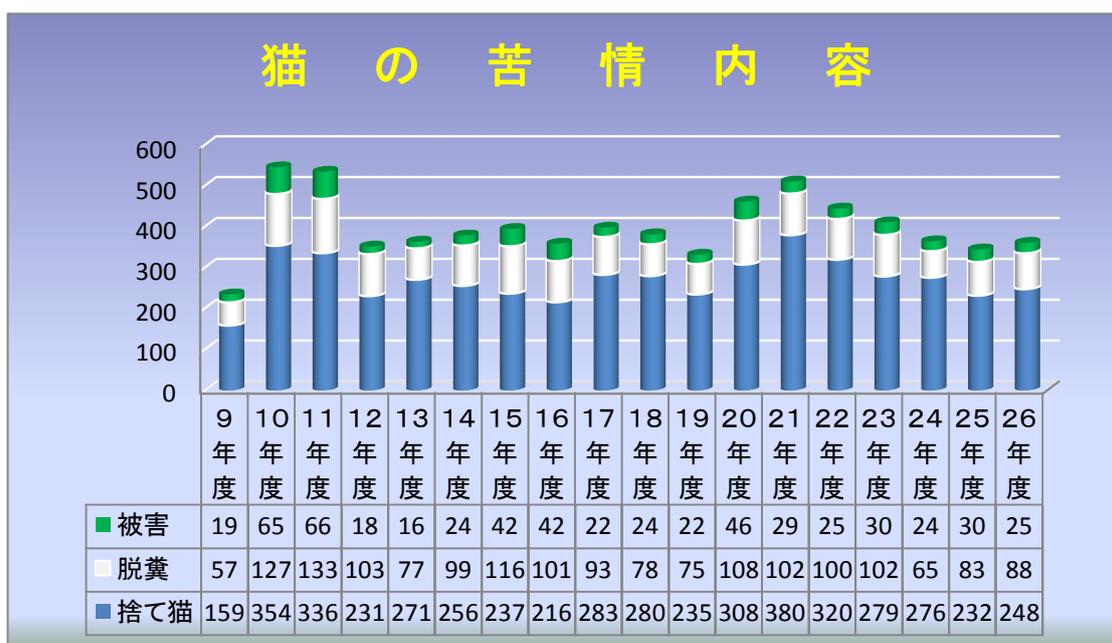


犬と猫に関する苦情受理件数は、1次計画が制定された平成20年度は、1343件（犬：721件 猫：622件）でしたが、平成26年度は、803件（犬：380件 猫：423件）であり、約4割減少しました。

また、平成9年度の2314件（犬：1,983件 猫：331件）と比べると約7割減少しています。



犬の苦情では、例年、放し飼いに関する苦情が最も多く、次いで鳴き声に関する苦情がこれに続いています。



猫については、捨て猫に関する苦情が最も多く、次いで徘徊する猫の脱糞による悪臭、農地や庭園などの被害に関する苦情などが寄せられています。また、捨て猫やこれが出産した子猫に、安易にえさを与えることにより、ノラ猫の増加につながるケースも多数見られます。

【課題】

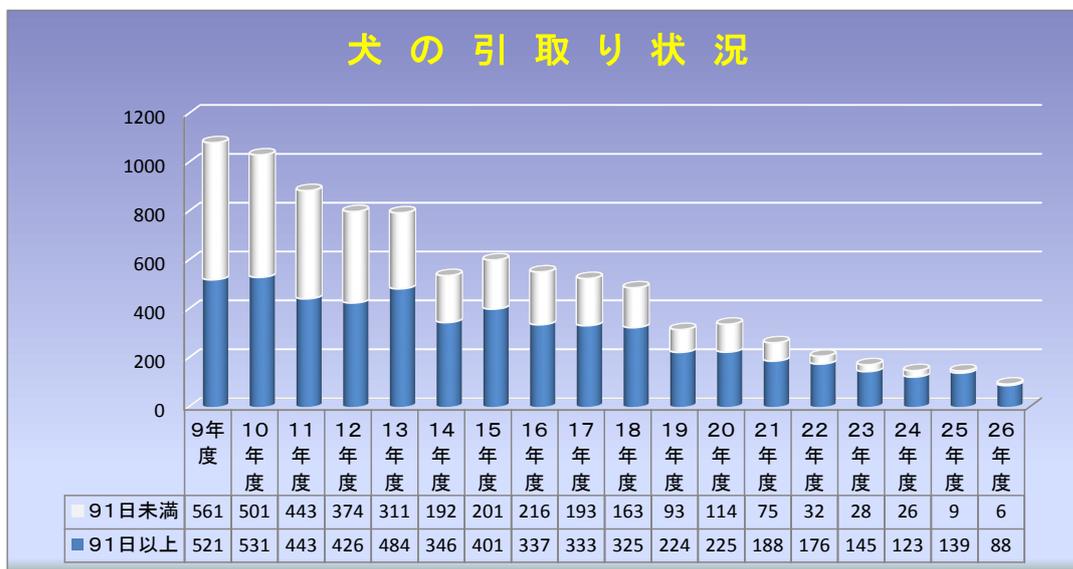
動物愛護の精神と適正飼養について、あらゆる機会を通じて普及啓発を積極的に推進していく必要があります。

特に、犬の飼養者には「犬のしつけ方教室」を介して、犬を飼ううえで守らなければならないルールや、終生飼養などの愛護精神について啓発することが重要であり、そのための地域に根ざした活動ができる人材を育成する必要があります。

猫の飼い主には、終生飼養や不妊去勢手術の重要性について正しく理解してもらうことはもとより、今後は、室内飼養についても啓発を図る必要があります。

第3節 犬猫の収容状況等

1 犬・猫の引取りの状況



犬と猫の引取り頭数は、平成26年度は、犬では94頭（成犬：88頭 子犬：6頭）、猫では794頭（成猫：250頭 子猫：544頭）で、平成9年度からの推移をみると、犬は減少し、猫は横ばい傾向にあります。

平成26年度に引取られた犬・猫のうち、生後91日未満の子犬と子猫が占める割合は、犬で6.4%ですが、猫では68.5%と非常に高くなっており、その大半を生後間もない離乳期前の子猫が占めている状況にあります。

2 犬の捕獲・抑留頭数と返還状況

年 度	捕獲・抑留頭数	返還頭数	返還率
平成26年度	156	76	49%
平成25年度	172	67	39%
平成24年度	234	71	30%
平成23年度	256	92	36%
平成22年度	308	95	31%
平成21年度	515	79	15%
平成20年度	333	91	27%
平成19年度	459	107	23%
平成18年度	528	113	21%
平成17年度	568	118	17%

犬の捕獲・抑留頭数は、年々減少傾向にあり、捕獲・抑留された犬が返還されるケースは、平成26年度は49%になっています。

犬には鑑札を装着しなければなりません。これを含めた所有者明示の実施率は、国による平成22年度の調査では、全国で犬が約36%、猫が約20%にとどまっています。所有者明示がなされていない犬や猫は、飼い主を特定する方法がなく、本人からの問い合わせなどが無い限り、返還には至っていない状況です。

3 負傷動物の対応状況

年 度	負傷動物搬入頭数		返還頭数	
	犬	猫	犬	猫
平成26年度	6	50	4	2
平成25年度	6	62	2	1
平成24年度	6	57	0	0
平成23年度	20	29	6	0
平成22年度	19	41	3	0
平成21年度	12	49	6	0
平成20年度	19	44	4	0
平成19年度	18	28	7	0
平成18年度	17	22	5	0
平成17年度	15	22	6	0

平成26年度の負傷動物の搬入状況は、係留義務のない猫が、犬の約8倍多く搬入されています。動物管理センターでは負傷動物に対し、苦痛軽減のための対処療法を施しておりますが、重篤な状態のため安楽死処分を選択しなければならぬ事例も多く見受けられます。

4 犬・猫の譲渡の状況

年 度	成 犬	子 犬	成 猫	子 猫
平成26年度	14	5	4	19
平成25年度	17	8	1	12
平成24年度	25	9	3	25
平成23年度	25	15	4	27
平成22年度	21	15	5	37
平成21年度	21	17	2	13
平成20年度	16	18	1	7
平成19年度	6	42	0	4
平成18年度	4	21	1	0
平成17年度	5	24	0	0

動物管理センターでは、毎年、20～30頭の犬を譲渡しております。平成19年度からは譲渡制度のマニュアルを作成し、特に収容された子犬や年齢の若い成犬については、原則、一般家庭の飼養に適さない個体を除いて譲渡することとしています。

一方、猫については収容される猫の大半が子猫であり、その中から健康状態などが良好な個体について譲渡しております。なお、離乳前の幼弱な子猫については、哺乳等による保育が必要なため譲渡には至っていない状況にあります。

【課題】

犬猫の殺処分頭数を減少させるためには、犬の捕獲・抑留と、特に猫の引取り頭数を減らすこと、返還率向上や譲渡を推進させることが重要であり、これらの取組を総合的に進めることのできる新たな拠点施設の整備が必要であると考えます。

犬の捕獲・抑留や猫の保護・収容については、飼い主に対して係留等の管理を徹底していただくとともに、返還率の向上につながるよう犬の鑑札や迷子札の装着など、飼い主に対して所有者明示の実施を啓発する必要があります。

また、捕獲・抑留犬に関する情報提供については、インターネット等で広く公開し、また抑留期間も延長するなど、飼い主への返還の機会を少しでも増やすことが必要です。

犬猫の引取りについては、子猫の引取り頭数を減少させる施策が必要であり、望まれない命がつけられることのないよう、様々な機会を通じて積極的に不妊去勢手術の必要性を啓発していくことが重要です。

また、特定の飼い主がいない猫で、地域を徘徊している猫についても、市町村や地域住民の理解と協力を得て適切に「地域猫対策」が推進されるよう

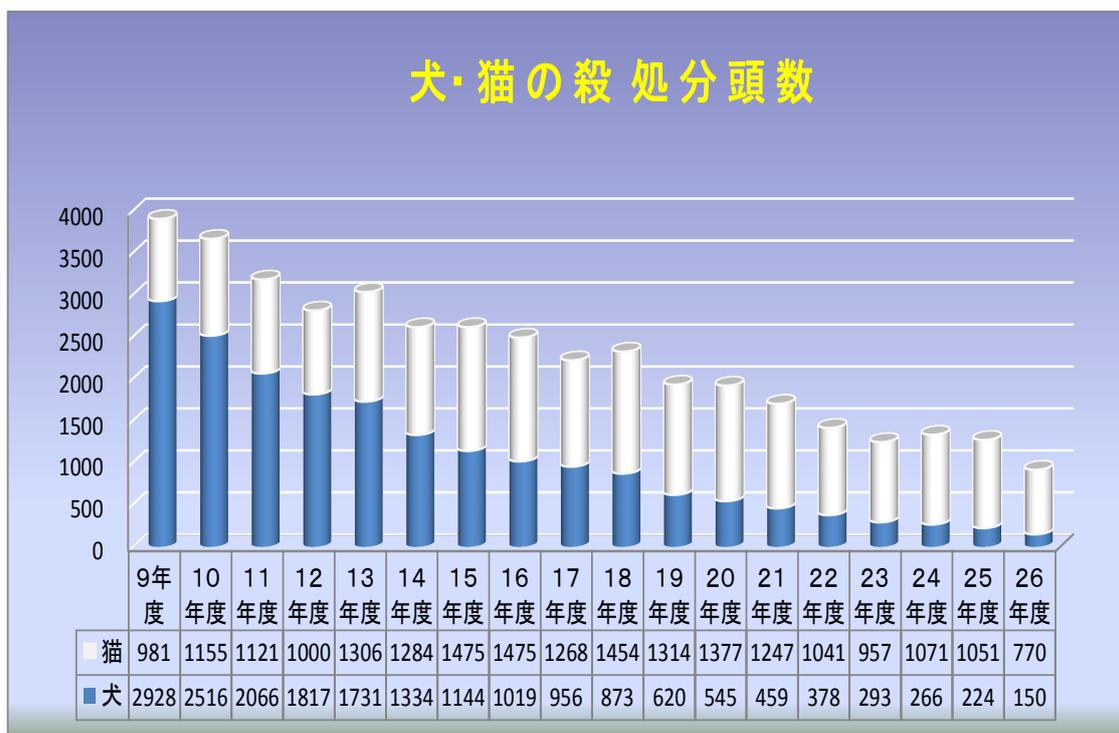
な環境づくりに取り組む必要があります。

譲渡については、成猫では健康チェックや感染症予防など譲渡までに相当の時間を要するほか、生まれて間もない幼弱な個体では、哺乳による保育が必要であることなどから、今後、ミルクボランティアなど、ボランティアとの協働による譲渡の仕組みづくりが必要です。

さらに、動物愛護団体への譲渡（以下、「団体譲渡」という。）や県外の方にも広く譲渡をする（以下、「広域譲渡」という。）など、譲渡を促進する仕組みづくりが必要です。

負傷動物の対応については、動物愛護センターにおける治療設備の充実と開業獣医師などとの連携による研修など技術的研鑽が必要です。

5 犬・猫の殺処分状況



犬と猫の平成26年度の殺処分頭数は、920頭（犬：150頭 猫：770頭）で、犬については平成9年度に比べ1/20にまで減少しています。

一方、猫は毎年1,000頭前後で推移していましたが、平成26年度は770頭となっています。

第4節 動物に関する相談の内訳

1 犬猫の相談受理状況

	紛失・保護	引き取り相談	譲渡	飼い方
平成26年度	592	324	141	88
平成25年度	734	400	130	96
平成24年度	809	420	105	92
平成23年度	700	474	131	116
平成22年度	702	505	231	112

最も多い相談は、「飼っている犬や猫がいなくなってしまった」あるいは「迷子の犬や猫を保護している」など、犬猫の紛失や保護に関する事で、次いで「犬や猫を飼えなくなってしまったので引取って欲しい」、その他「犬を飼いたい譲渡制度について教えてほしい」などの相談も多く寄せられております。

【課題】

紛失や保護した犬猫については、ホームページやメディアを通じて広く情報提供することが必要です。また、犬猫の引取りに関しては、飼い主責任として終生飼養の重要性を、さらに啓発していくことが必要です。

犬猫の飼い方に関する相談などでは、動物愛護推進員やペット販売業者などからも助言等の協力が得られることが期待されます。

第5節 動物愛護に関する普及啓発

1 犬のしつけ方・ふれあい教室の開催状況

年 度	動物管理センター（県保健所を含む）				秋田市保健所	
	しつけ方教室		ふれあい教室(命の教室)		しつけ方教室	
	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数
平成26年度	30	471	20	1158	7	232
平成25年度	43	497	17	659	12	217
平成24年度	58	545	19	567	9	209
平成23年度	54	544	40	2,398	5	171
平成22年度	51	748	32	2,780	11	195
平成21年度	61	734	26	3,028	19	211
平成20年度	40	626	31	2,692	16	154
平成19年度	85	717	36	6,536	9	189
平成18年度	32	646	6	576	2	145
平成17年度	97	939	—	—	2	83

※しつけ方教室には個別指導、ふれあい教室には個別体験教室を含む。

県内全域において、動物管理センターと保健所が犬のしつけ方・ふれあい教室を開催し、平成26年度は1,861人が受講しています。しつけ方教室は、パートナー犬が模範となる実技を行うだけでなく、各家庭でしつけや問題行動に悩んでいる飼い主が犬と一緒に来場し、実技などを体験しながら学ぶことができます。

また、学校における「命を大切に作る心を育む教室」は、小中学校等に出張し、総合学習や道徳の時間として開催し、生徒、保護者、先生から「人と動物の命の尊さを学ぶことができる授業」として高い評価をいただき、開始以来8年間で延べ約2万人の児童や生徒が受講しております。

2 県内の動物愛護団体の状況

1	公益社団法人 日本愛玩動物協会
2	公益社団法人 日本動物病院福祉協会
3	公益社団法人 秋田犬保存会
4	公益社団法人 秋田県獣医師会
5	秋田県動物愛護保護団体アニマルハート
6	いぬ・ねこネットワーク秋田
7	動物福祉ボランティア協会（ドッグファンアキタ）
8	ホワイトガーデン
9	日本捨猫防止会

平成27年4月1日現在、県と協力して事業を実施している動物愛護団体は、法人格を有するもの4団体、その他5団体があります。動物とのふれあい活動や適正飼養、不妊去勢手術の普及啓発、新しい飼い主探しなど、様々な動物愛護活動を行っております。

【課題】

しつけ方教室のインストラクターは、動物愛護精神に則ったうえで、動物にも人にも安全な方法により指導をしていただく必要があります。

そのためには、地域で活動するボランティアに対する研修会を開催し、その人材育成に努めていく必要があります。

学校における「命を大切に作る心を育む教室」は、動物とのふれあいを通じて命の大切さや動物の適正飼養について学んでいただくことが重要で、今後も継続して実施することが望まれます。さらに今後は、深刻化するノラ猫問題などもとらえ、「猫の習性や生理」についても学べる教室として展開することが望まれます。

動物愛護団体とは、しつけ方・ふれあい教室や動物の譲渡など、動物愛護に関する施策をより一層推進するため、団体の活動への支援とともに、関連事業には協働で取り組んでいく必要があります。

第6節 動物取扱業の態様

1 第一種動物取扱業の登録状況 (平成27年3月31日現在)

業種	件数	主な営業形態
販売	180	ペットショップ、ブリーダー、ネット販売
保管	177	ペットホテル、トリマー、ペットシッター
展示	54	動物園、水族館、ふれあいテーマパーク
貸出し	33	ペットレンタル
訓練	27	訓練所、出張訓練
譲受飼養	1	老犬ホーム
合計	472	

2 第二種動物取扱業の届出状況 (平成27年3月31日現在)

業種	件数	主な営業形態
展示	1	公営公園
譲渡	1	猫の譲渡

平成27年4月1日現在、動物愛護管理法に基づく第一種動物取扱業の登録件数は472件（315施設）で、登録制度が導入された平成20年度の385件（250施設）に比べると約1.2倍に増加しています。

営業形態としては、販売、保管が多く、その中でも動物を繁殖させて販売するブリーダーが最も多くなっています。

第一種動物取扱業者の増加に伴い、購入後間もない動物の病気などに関するトラブルが発生しています。

また、動物取扱業者の不適切な飼養管理に関する苦情も寄せられています。

【課題】

動物販売業者が適正な飼養管理をするよう計画的な監視を行うとともに、購入者に対し動物の習性等に関する情報提供や適正飼養について、正しく説明するよう指導していくことが必要です。

第7節 動物由来感染症対策の態様

国内での犬における狂犬病の発生は、50年以上確認されておりませんが、平成18年11月にフィリピンで犬に咬まれ、帰国後に発症した方が亡くなっています。また、平成24年には狂犬病清浄国といわれていた台湾で犬や野生動物の狂犬病が発見されています。

狂犬病発生時には、動物管理センターや保健所、市町村、獣医師会などが連携して、直ちに感染症対策を実施する必要があることから、県では、平成19年4月に「狂犬病（疑い）発生時における対応マニュアル」を作成しました（平成27年7月改定）。

また、県内では、平成18年に動物ふれあいイベントにおいて、展示動物から、人へ細菌感染した事例が確認されています。

【課題】

海外から狂犬病の動物や病原体が侵入したときに備え、動物管理センター、保健所、市町村、獣医師会などが連携し、迅速に感染の拡大防止を図るための実地訓練及び机上訓練が必要です。

また、他の動物由来感染症対策として、動物取扱業者や展示施設などに対し、人獣共通感染症防止のための衛生指導と監視を実施する必要があります。

第8節 実験動物の飼養・管理の態様

県内には、実験動物を取扱う施設として大学や研究施設があります。これらの施設に対して、県では実験動物の取扱いや管理の適正化を徹底するよう、文書などにより指導を行っています。

【課題】

実験動物を取扱う各施設に対して、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」の遵守や「停電等緊急時の計画」の策定状況を確認する必要があります。

第9節 大災害発生時の動物救護体制の態様

大災害発生時における動物救護活動と特定動物の管理については、秋田県総合防災計画に基づき、平成23年2月に「秋田県災害時動物救護活動マニュアル」を作成し、公益社団法人秋田県獣医師会と「災害時の動物救護活動に関する協定書」を締結しております。

【課題】

動物救護活動の具体的マニュアルの策定と、被災を想定した訓練を行うことや、動物の飼養者に対し、犬の鑑札や注射済票、迷子札、マイクロチップを装着するなどの啓発を実施していく必要があります。

また、災害時は飼い主責任を基本とした同行避難や避難時の動物の飼養管理など、地域の実情や災害の状況に応じた対策がとれるよう体制の整備を図ることが求められます。

さらに、災害時には特定動物の逸走による周辺住民への危害防止など危機管理対策を講じる必要があります。

第3章 動物愛護管理推進計画の基本理念

<基本理念>

人と動物が調和しつつ共生する社会の形成

人と動物が、なかよく、快適に暮らし、動物を介した心豊かなライフスタイルの創造ができる場と機会が提供されている社会を形成するため、次の3つの基本目標を定め、この目標に基づき各種の施策を展開してまいります。

<基本目標1>

動物の生命を尊び慈しむ心を養う

県民一人ひとりが命の尊さを認識し、動物も命あるものとして慈しむ心を養うことにより、友愛に満ちた平和な社会が築けるよう、意識の高揚を図ります。

将来像: 県民一人ひとりが、動物の生命を尊重する意識が向上している
数値目標: 犬と猫の殺処分数ゼロを目指します。

平成26年度	→	平成37年度
920頭		0頭

<基本目標2>

動物の正しい飼い方とふれあいの方法を学ぶ

県民が動物による危害の発生防止に配慮しつつ、健康でよくしつけられた動物とともに末永く生活できるよう、動物の習性や生理などを考慮した正しい飼い方とふれあいの方法を学べる支援体制を整備します。

将来像: 飼養者が社会的責任を自覚し、動物が適正に飼養されている
数値目標: 犬と猫に関する苦情件数を半減させる。

平成26年度	→	平成37年度
803件		400件

<基本目標3>

人と動物、動物を介して人と人が楽しく交流する

県民が動物を介して、楽しく自由に交流や活動ができる場を提供します。

将来像: 県民が動物とふれあうことのできる場が多数提供されている

数値目標: 犬や猫とのふれあい事業の参加人数を約10倍にする。

平成26年度	→	平成37年度までに
1,629人		17,000人



第4章 重点的に推進する施策の方向

<基本目標1> 動物の生命を尊び慈しむ心を養う

施策1 動物愛護思想の普及啓発の推進

県民が動物の命に対して感謝と畏敬の念を抱くとともに、動物に関して正しい知識を得たり、正しく理解することができるよう啓発資料を配布するなど、様々な機会をとらえて動物愛護思想の普及啓発をまいります。

さらに、動物愛護に対する理解を定着させるため、動物愛護推進員や動物愛護団体、ボランティア、獣医師会、動物取扱業者、市町村などと連携し、動物とのふれあいやキャンペーン、イベント、動物愛護功労者の表彰などの啓発事業を実施し、動物愛護への取組を促進します。

なお、明らかに遺棄や虐待と判断される事例については、警察との連携により厳しく対応してまいります。

具体的取組

- 動物愛護フェスティバルの開催
- テレビ、ラジオ等のメディアによる啓発
- ポータルサイトによる動物愛護に係る情報の発信
- 啓発用パネルの展示

施策2 動物愛護センター（仮称）を拠点とした動物愛護に関する総合的な取組の推進

学習の拠点、ふれあいの拠点、ボランティア活動の拠点などの機能を備えた動物愛護センターを整備し、これを拠点にして行政や動物愛護団体、ボランティア、獣医師会などの多様な主体による動物愛護の総合的な取組を推進してまいります。

施策3 学校等における「命を大切にすることを学ぶ教室」の開催

動物愛護推進員や動物愛護団体、ボランティア、獣医師会、市町村との連携により、動物とのふれあいによる命の大切さを学ぶ教室を展開してまいります。

今後は、「動物を学ぶ」プログラムから、「動物から学ぶ」、「動物のために学ぶ」ことを命題として、「命の尊さを学ぶ」学習の実施プログラムへと進化させていきます。

また、特に猫については、習性や生理を正しく理解したうえで、室内飼養など、正しい飼い方について学べる教室とします。

具体的取組

- 命の教室の実施プログラムの充実
- 学校等のほか動物愛護センターで定期的に開催
- 阿仁熊牧場「くまくま園」での開催

施策4 捕獲・抑留犬の返還率の向上

1 個体識別措置の推進

捕獲・抑留された犬については、抑留施設（動物管理センター・保健所）と市町村で公示されますが、飼い主が判明せず返還できない事例が多数あります。犬の首輪への鑑札や迷子札などの装着について、市町村、獣医師会、動物取扱業者、関係団体と連携し啓発することにより、所有明示の倍増を目指します。

また、有効な個体識別措置とされているマイクロチップの装着については、獣医師会と連携し、特定動物のみならず犬と猫にも装着するよう、飼い主や動物取扱業者に対し啓発してまいります。

具体的取組

- 迷子札やマイクロチップ装着の啓発
- 譲渡犬猫へのマイクロチップ装着

2 捕獲犬等の情報提供の充実と抑留期間の延長

現行の狂犬病予防法、秋田県動物の愛護及び管理に関する条例（以下「秋田県動物愛護管理条例」という。）の規定では、捕獲・抑留後に市町村と抑留施設（動物管理センター・保健所）において2日間公示し、公示期間満了後1日の期間（合計3日間）を経てから当該犬を処分できるとされています。

1頭でも多くの犬や猫が飼い主へ返還される機会を確保するため、全県の捕獲・抑留犬について県のポータルサイトにより情報提供するとともに、新聞やラジオなどメディアの活用による飼い主探しも進めてまいります。

また、今後は、抑留施設及び設備については、犬猫の健康や個体管理等に配慮するとともに長期飼養を図り、飼い主へ、より返還される可能性を高めてまいります。

具体的取組

- 収容犬猫に関する情報提供媒体の拡大（ポータルサイト、新聞、ラジオ等による情報提供）
- 迷い犬の抑留期間の延長（7日以上）

施策5 譲渡の推進

捕獲・抑留及び引取られた犬、猫が新たな飼い主のもとで適正に飼養されるよう、譲渡を推進してまいります。譲渡の推進については、動物愛護推進員や動物愛護団体、ボランティア、獣医師会、市町村などと協働しながら、広くポータルサイト等による情報提供を行うとともに、団体譲渡や広域譲渡、幼弱齢猫の保育後譲渡など、より効果的な譲渡システム（仕組み作り）を構築してまいります。

具体的取組

- 譲渡犬猫の同窓会を活用した譲渡事業のPR
- 譲渡候補犬猫の飼養頭数の拡大
- ミルクボランティアなどの育成と協働
- 団体譲渡、広域譲渡等の仕組み作り

施策6 負傷動物への治療体制の構築

交通事故等により負傷した状態で収容される動物が、年間を通じて多数います。収容した負傷動物の多くは瀕死状態のものが多く、安楽死処置するしかない事例が大半ですが、動物愛護センター等における治療設備の充実や獣医師会などとの連携により、獣医療に基づく治療体制を構築することで、一頭でも多くの動物の命を救うことに努めてまいります。

具体的取組

- 獣医師会等との協力体制構築
- 動物愛護センター等における治療体制の構築

施策7 大災害発生時における動物救援体制の構築

大規模災害の発生などに備えて、平成23年2月に「秋田県災害時動物救護活動マニュアル」を作成し、公益社団法人秋田県獣医師会と「災害時の動物救護活動に関する協定書」を締結しておりますが、今後は、当該マニュアルに従い各関係機関との連携を進め、さらに各場面における具体的活動についても検討してまいります。

東日本大震災等での動物救護活動を参考に、動物との同行避難を前提とした、動物愛護推進員による飼養動物の収容や一時預かり、えさの確保などの動物救援体制や、災害による負傷動物の手当にも対応できるシステムを構築することとし、獣医師会、市町村、動物愛護団体、ボランティア、動物取扱業者などと具体的な役割について協議を進めてまいります。

また、被災を想定し、県、獣医師会、市町村に加え、隣県等とも連携し、より広域的な被災動物の救援の実地訓練・机上訓練を、計画的に実施してまいります。

さらに、飼養施設の被災などにより特定動物が逸走することによる周辺住民への危害発生を防止するため、飼養施設の監視指導を強化するとともに、迷子犬や猫の飼い主を捜す手段として、個体識別に有効なマイクロチップの装着について、啓発してまいります。

具体的取組

- 動物救護活動マニュアルに基づく実地訓練等
- 一時預かりボランティアの育成
- 災害時の収容・保護機材等の備蓄

＜基本目標 2＞ 動物の正しい飼い方とふれあいの方法を学ぶ

施策 8 「適正飼養」「繁殖制限」「終生飼養」の普及啓発の促進

「人と動物が調和しつつ共生する社会づくり」のためには、飼い主一人ひとりが動物に関する知識をさらに深める必要があり、適正飼養、終生飼養はもちろんのこと、繁殖制限のための不妊去勢手術が重要であることを、動物愛護フェスティバルやしつけ方教室、ふれあい教室、学校での命を大切にすることを育む教室、狂犬病予防注射会場、譲渡講習会、動物取扱責任者研修など、あらゆる機会を通じて啓発してまいります。

具体的取組

- しつけ方教室の開催数と実施内容の充実
- 譲渡犬猫同窓会開催とメディアを通じた情報発信

施策 9 犬の登録・狂犬病予防注射の徹底

世界では毎年約5万人が狂犬病で亡くなっています。万が一の病原体の国内侵入に備え、犬の登録と狂犬病予防注射実施率のより一層の向上を図るため、ラジオ・新聞等による広報や動物取扱業者による登録・注射に関する必要性の啓発、市町村・開業獣医師に対する狂犬病に関する講習会の開催、動物病院での未注射犬への接種の必要性の啓発、市町村による「未登録犬の調査事業」などの取組を推進してまいります。

具体的取組

- 狂犬病に対する正しい知識の啓発
- 犬販売業者に対する登録・注射等の徹底

施策 10 飼い主のいない猫への対応（地域猫対策事業）

「人と動物が調和しつつ共生する社会づくり」の観点から、県、市町村、

獣医師会、動物愛護団体、ボランティアなどと協働し地域住民の合意を得ながら地域猫対策を進め、不用意に出産される幼齢猫の発生を防止してまいります。

さらに、地域猫や飼い猫の飼い主に対し、公開講座などを通じて、猫の室内飼養を啓発することにより、猫に関する苦情の減少、交通事故による負傷猫の減少を図ります。

具体的取組

- 地域猫対策事業の推進
- 猫の繁殖制限、室内飼養の啓発事業の充実

施策11 動物取扱業者による適正飼養に関する普及啓発

1 第一種動物取扱業登録等の遵守

依然として、動物取扱業者における不適切飼養の実態があることから、動物愛護管理法登録制度の遵守を引き続き推進するとともに、動物愛護管理法の改正(平成24年)により犬猫販売業者に課せられた幼齢の犬猫の販売のための引き渡し・展示の禁止や現物確認、対面説明義務並びに第二種動物取扱業の届出など、新たな規制について、監視や動物取扱責任者研修会等を通じて、遵守を徹底させてまいります。

具体的取組

- 動物取扱業者に対する効果的・効率的な監視計画の作成と指導強化

2 動物取扱責任者研修会の開催

動物取扱責任者は、適正飼養に関する知識及び技術の習得者である必要があり、特に、動物を初めて飼う方に対する動物取扱責任者からのアドバイスは、その動物が飼い主と一緒に生きていくためのスタートとなるものであり、極めて重要なものです。

このため、県では、動物取扱責任者に対し関係法令、動物の生理・生態・習性に関する知識、動物のしつけ方に関する知識、飼養保管方法に関する知識の習得を目的に研修会を実施するとともに、動物取扱業登録標識の掲示や販売時の事前説明の実施について周知を図るなど、優良な動物取扱業者の育成に努めてまいります。

具体的取組

- 動物取扱責任者研修会の内容の充実

3 動物取扱業者による飼い主への適正飼養の普及啓発

動物取扱業者は、購入者や利用者に対し、適正な飼養方法をはじめとした動物の取扱いに関する説明を行うことが求められており、これが適切に行われるよう動物取扱業者と連携してまいります。

また、動物取扱業者で動物のしつけ方教室やふれあい教室など県の施策に関して協働できる事業者を、積極的に動物愛護推進員等に委嘱するなどし、動物の正しい愛護と管理のあり方について研鑽を重ねてもらい、優良な動物取扱業者の育成を目指します。

また、この優良な動物取扱業者が中心となって業界活動が行われることにより、業界全体の資質が向上することを期待します。

具体的取組

- 犬猫販売業者による購入者（飼い主）への適正飼養の啓発の促進
- 優良動物取扱業者の動物愛護推進員委嘱

施策12 特定動物の適正管理の徹底

特定動物の飼養には、動物愛護管理法に基づく飼養許可が必要です。施設基準の遵守はもちろん、安易な飼養放棄の防止、逸走防止のための措置、逸走時の收容方法、マイクロチップ等による個体識別措置を徹底させるとともに、適正な保管について監視を強化します。

また、特定動物を販売する動物取扱業者に対し、自らの販売先の飼養保管許可の有無について確認するだけでなく、飼養保管方法等に関する適切な説明を実施するよう、立入検査並びに動物取扱責任者研修会等を通じて指導してまいります。

さらに、海外から希少な動物を輸入し、ペットとして飼っている住民も多くなっており、「特定外来生物」と「動物愛護管理法に基づく特定動物」に指定された動物を飼養する場合の許可制度について、広報などにより周知してまいります。

具体的取組

- 特定動物立入実施要領に基づく指導の実施

施策13 動物由来感染症対策の整備

国内での狂犬病発生時に備え、感染症対策本部の受け皿となる管理・検査体制を構築し、「狂犬病（疑い）発生時における対応マニュアル」に基づく実地訓練や机上訓練を、保健所、獣医師会、市町村などと連携し、定期的の実施してまいります。

また、他の動物由来感染症対策として、動物取扱業や動物展示施設などに対し、「動物展示施設における人と動物の共通感染症対策ガイドライン2003」を遵守するよう監視・指導してまいります。

さらには、獣医師会や関係機関と協力して、人と動物の共通感染症について情報収集や調査研究を実施し、これらの情報を県民に提供してまいります。

具体的取組

- 狂犬病発生を想定した定期的な実地訓練の実施
- 狂犬病検査の技術演習の実施
- 人獣共通感染症等に関する発生予防の啓発

施策14 実験動物における管理の適正化の徹底

県内の大学や研究施設などの実験動物を取り扱う各施設において、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」の周知、特に「3Rの原則」に基づく適正な取扱いや管理を徹底するよう監視・指導を行ってまいります。

また、各施設における「飼養保管等基準」並びに「緊急時の計画」の策定状況について実態の把握に努めてまいります。

※ 3R = 苦痛の軽減 (Refinement) 代替法の活用 (Replacement) 使用数の削減 (Reduction)

具体的取組

- 実験動物飼養施設管理者との情報交換、実態把握

施策15 産業動物における管理の適正化の徹底

産業動物の飼養及び保管に関する基準に基づき、県内の畜産業者や養鶏農家等に対し、畜産部局を通じて、家畜、家禽などの産業動物に対する動物愛護の精神、適正な取扱い、施設の管理などについて十分に指導してまいります。

具体的取組

- 畜産部局を通じて動物福祉の指導を実施

＜基本目標3＞ 人と動物、動物を介して人と人が楽しく交流する

施策16 県内各地域における「しつけ方・ふれあい教室」の開催

県内全地域における「動物のしつけ方・ふれあい教室」を定期的で開催することにより、「人と動物が調和しつつ共生する社会づくり」の基盤作りを推進してまいります。

この事業を広く展開していくためには、県と地域に根付いたボランティアや動物愛護推進員が協働して、計画的にプログラムを作成し進めていくことが重要であり、将来的にはボランティア主導のしつけ方教室を開催することとし、その回数を増やすとともに、県内随所で実施できるようにしてまいります。

具体的取組

- ボランティアや動物愛護推進員の育成と協働による開催
- ボランティア主導のしつけ方教室の開催

施策17 イベントにおける動物とのふれあいの場の提供

動物愛護フェスティバルや動物管理センター譲渡犬同窓会、公開講座などのイベント会場における犬や猫とのふれあい教室を、ボランティアや教育機関等との連携により実施し、人と動物、動物を介して人と人が和む場を提供してまいります。

なお、動物とのふれあい事業を行う場合には、動物の健康管理に努めるとともに、動物に過度なストレスがかからないよう実施の方法を十分に考慮する必要があります。

具体的取組

- 犬猫同伴による動物愛護フェスティバルや譲渡犬猫同窓会の開催
- ふれあいイベント時の犬猫への負担軽減の検討
- 教育機関等との連携によるふれあい教室の開催

施策18 動物愛護センターにおける動物とのふれあいの場の提供

現在、収容犬の中からリトレーニングを施した犬を、しつけ方・ふれあい教室のパートナー犬として常時配置し、犬のしつけに悩んでいる方やふれあいを望む方に対して個々に対応しているところですが、今後は、パートナー犬の増加やパートナー猫の飼養により、動物愛護センターでのふれあい事業を、積極的に進めてまいります。

具体的取組

- 動物愛護センターを会場としたパートナー犬猫によるふれあいの場の提供

施策19 動物による介在活動の促進

盲導犬や介助犬等による福祉施設等の訪問等の介在活動を実施している愛護団体等の取組を支援してまいります。

また、パートナー犬猫の福祉施設の訪問によるふれあいの場を提供してまいります。

具体的取組

- 動物愛護団体による介在活動の紹介
- パートナー犬猫同伴による福祉施設等への訪問

施策20 ボランティアの育成、支援体制の構築

動物愛護センターを中心として、県内全域において数多くの動物愛護事業を展開していくためには、市町村や地域に根付いたボランティアとの協働が必要であり、そのためにボランティアの育成をするとともに、その活動に対する支援体制を構築してまいります。

また、動物愛護センターを中心に活動するミルクボランティア、お散歩ボランティア、お掃除ボランティア等については、それぞれの事情に応じて活動ができる仕組みを作ってまいります。

具体的取組

- 動物愛護ボランティア制度の整備
- 動物愛護ボランティアへの協力

施策21 動物愛護推進員の委嘱

地域の実情を把握し動物愛護管理に関する取組を積極的に推進するリーダーとして、県内から広く動物愛護推進員を委嘱し、動物のしつけ方・ふれあい教室など地域に根ざした活動を行ってまいります。

動物愛護推進員に対しては、動物の正しい愛護と管理のあり方について学習・検討する意見交換会を実施してまいります。

具体的取組

- 動物愛護推進員の育成と協働
- 県内全域から動物愛護推進員を委嘱

施策22 動物愛護推進協議会の設置

県民代表、動物愛護団体、専門家、動物取扱業者、獣医師会、行政機関などによる動物愛護推進協議会を設置し、その意見を聴きながら、動物愛護推進員の委嘱、その活動に対する支援、その他、県の動物愛護管理施策を図ってまいります。

具体的取組

- 県の動物愛護管理施策に関する意見交換会を開催

第5章 計画の推進

～ 「殺処分ゼロ」を目指した県民運動の展開 ～

「殺処分ゼロ」を目指しながら「人と動物が調和しつつ共生する社会」を形成するためには、県民、動物愛護団体、ボランティア、行政が連携し、いわば「県民運動」として様々な取組を推進していくことが重要です。

また、こうした「動物にやさしい秋田」の取組を、様々な方法により、県内外に発信することにより、動物愛護の取組の輪の広がりや、県のイメージアップにつながることを期待されます。

第1節 県の取組

- (1) 県民、動物愛護団体、ボランティア等の理解、協力を得ながら、動物の愛護管理を推進するため、動物愛護推進員を委嘱し、その円滑な活動の支援等を行うため、動物愛護推進協議会を運営していきます。
- (2) この動物愛護管理推進計画に基づき、「重点的に推進する施策の方向」に則した施策について、具体的な実施計画を策定し、その計画の進行管理に努めます。
- (3) 県民、動物愛護団体、ボランティア、市町村などの主体的な取組に対して、技術的助言や情報提供を行います。

第2節 市町村に期待する役割

「人と動物が調和しつつ共生する社会」を地域に根ざしたものとするためには、地域住民に最も身近な行政機関である市町村の役割が重要です。

市町村においては、犬の登録・狂犬病予防注射の推進とあわせて、県が進める施策と連携を図りながら、地域の実情に応じ、積極的に、動物愛護に取り組んでいくことが期待されます。

第3節 動物愛護団体等に期待する役割

「人と動物が調和しつつ共生する社会の形成」のためには、動物愛護団体やボランティアなどの民間の取組が重要です。動物愛護団体などは、動物の習性などに関する知識や科学的な根拠に基づく専門技術を習得するとともに、県の施策と連携しながら事業活動を展開することが期待されます。

第4節 事業者に期待する役割

動物取扱業者が、飼い主の手本として法令を遵守しながら、社会的役割を果たしていただくことが重要であり、改正動物愛護管理法で定められた購入者（飼い主）への事前説明を適切に行うなど、飼い主の責務や適正飼養についての普及啓発に努めていくことが期待されます。

第5節 動物の飼い主に期待する役割

一般家庭で動物を飼育している方は、その動物がその命を終えるまで飼い続ける責任を全うしていただくことが必要です。動物が快適・健康に暮らせるよう、動物の種類や習性などに応じて適正に飼養するとともに、人への危害や周囲への迷惑防止に努めるほか、むやみに繁殖させることのないように不妊去勢手術をすること、動物が自分の所有であることを明らかにするためのマイクロチップや 迷子札などを装着することなどについて、自ら積極的に取組んでいただくことが期待されます。

第6節 県民に期待する役割

「人と動物が調和しつつ共生する社会」の形成のためには、県民一人ひとりが生命あるものを尊び慈しむ心を養うとともに、身近な飼養動物の習性や生理に関する知識の習得に努め、動物と正しくふれあうことが大切です。

また、多くの県民が動物愛護に係る様々な取組についてボランティアとして協力したり、行政に対し問題点の指摘や改善に向けた提案をしていただくことが期待されます。

○ 秋田県動物愛護管理推進計画等検討委員会委員名簿

(敬称省略)

	所 属 ・ 職 名	氏 名	備 考
委員長	秋田県生活環境部 部長	栗津尚悦	
委員	秋田市保健所衛生検査課 課長	水戸瀬秋広	市 町 村
委員	公益社団法人秋田県獣医師会 理事	嵯峨 裕	獣医師会
委員	秋田県動物愛護推進協議会 会長	村上 泉	関係団体
委員	いぬ・ねこネットワーク秋田 代表	保坂美代子	関係団体
委員	秋田県社会福祉協議会 地域・施設振興部 地域福祉・生活相談支援担当 主事	煙山翔平	関係団体
委員	秋田大学バイオサイエンス教育・研究 センター 動物実験部門 非常勤講師	松田幸久	学識経験者

○ 検討委員会の開催状況等

第1回検討委員会 平成27年5月28日

- (1) 「秋田県動物愛護管理推進計画」の見直しについて
- (2) 秋田県動物愛護センター（仮称）の整備構想の策定について

第2回検討委員会 平成27年9月2日

- (1) 第2次秋田県動物愛護管理推進計画（たたき台）について
- (2) 動物愛護センターの機能と必要諸室について

第3回検討委員会 平成27年11月12日

- (1) 第2次秋田県動物愛護管理推進計画（素案）について
- (2) 秋田県動物愛護センター（仮称）整備構想（素案）について

第4回検討委員会 平成28年2月3日

- (1) 第2次秋田県動物愛護管理推進計画（素案）について
- (2) 秋田県動物愛護センター（仮称）整備構想（素案）について